

新年度のまちづくりを問う！
会派で行う集中質問

(会派質問 通告一覧表)



令和5年3月定例会

周 南 市 議 会

令和5年第2回周南市議会定例会

会派質問通告一覧表

◆2月27日（月）

- 1 周南市民の会（240分）…………… 3
（小林雄二、島津幸男、尾崎隆則、田中 昭、友田秀明、古谷幸男）

◆2月28日（火）

- 2 志高会（200分）…………… 5
（佐々木照彦、吉安新太、小林正樹、田村勇一、福田健吾）
3 公明党（160分）…………… 7
（金子優子、遠藤伸一、江崎加代子、小池一正）

◆3月1日（水）

- 4 未来ラボ（160分）…………… 8
（清水芳将、山本真吾、井本義朗、篠田裕二郎）
5 参輝会（160分）…………… 9
（福田文治、長嶺敏昭、青木義雄、細田憲司）

◆3月2日（木）

- 6 水月会（120分）…………… 11
（岩田淳司、藤井康弘、土屋晴巳）
7 日本共産党（120分）…………… 17
（魚永智行、中村富美子、渡辺君枝）

1 周南市民の会

1 施政方針に対する質問

2 新年度予算に対する質問

1 一般会計 総務費 総務管理費 コミュニティ推進費 地域づくり支援事業費

(1) 地域づくり推進協議会委員への謝金の支払いについて、今後こうしたミスが起きないようにするためにどのような対応をしていくのか。

2 一般会計 総務費 総務管理費 中山間地域づくり推進費 中山間地域戦略プロジェクト事業費

(1) 本事業の地域おこし協力隊とは、どのようなものか。

3 一般会計

(1) 令和5年度当初予算にあるように、超過勤務による時間外手当について恒常的な実態があるのではないか。超過勤務の見直しを考えるべきではないか。

4 一般会計 土木費 都市計画費 公園緑地費 公園・街路樹維持管理事業費

(1) 樹木等管理委託料の約9,600万円について、前年度当初予算と対比してどうなっているか。また、発注の方法はどうなっているか。

5 一般会計 土木費 都市計画費 街路事業費 中溝線整備事業費

(1) 事業の進捗状況はどうか。

6 一般会計 土木費 道路橋りょう費 道路新設改良費 野村一丁目7号線整備事業費

(1) 事業の進捗状況はどうか。

7 一般会計 土木費 道路橋りょう費 橋りょう新設改良費 古川跨線橋整備事業費

(1) 事業の進捗状況はどうか。

8 一般会計 教育費

(1) 一般会計全体に対する教育予算の割合は増えているが、周南公立大学や周南緑地体育施設等整備にかかる事業費を除くと10%を下回っている。本当に子供たちのための教育に力を入れているのか。

9 一般会計 諸収入 雑入 雑入

(1) 学校給食費の無償化または補助等について、国の動向はどのようになっているのか。

10 一般会計 教育費 教育総務費 教育指導費 生活指導推進事業費

(1) 本事業の内容は。また、昨年度と比べてどのような違いがあるのか。

11 一般会計 教育費 教育総務費 教育指導費 やまぐち部活動改革推進事業費

(1) 本事業をどのように進めるのか。

12 一般会計 民生費 老人福祉費 老人福祉費 高齢者バス・タクシー運賃助成事業費

(1) 高齢者バス・タクシー運賃助成事業の状況は、どのようになっているか。

13 一般会計 商工費 商工費 企業立地推進費 企業立地促進事業費

(1) 企業立地や企業誘致に力を入れるということだが、山陽新幹線のぞみが減便された影響はないのか。

14 一般会計 農林水産業費 農業費 農地費 単市土地改良事業費

一般会計 農林水産業費 農業費 農地費 土地改良施設維持管理適正化事業費

(1) 予算は、前年度当初予算と対比してどうなっているか。

3 一般質問

1 脱炭素社会に向けた本市の取組について

(1) 国においては2020年10月、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、本市においても2022年2月、周南市脱炭素社会形成取組指針が示された。本市における産業構造の特性上、温室効果ガス排出量の多くを産業部門が占めていることから、国や県の動向を注視しながら脱炭素社会を目指すこととしている。昨年、山口県知事は、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すカーボンニュートラル宣言をされ、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速する意向が表明された。本市にとっても力強い表明であると受け止めるがどうか。

(2) 本市における産業構造の特性上、「カーボンニュートラルコンビナート」の実現は重要である。これからどのような取組が進められていくのか。

(3) 周南コンビナートの国際競争力強化に向けた港湾整備の取組はどうか。

(4) 本市の特徴でもある、脱炭素化に対応した水素の積極的な利活用の方向性は。

(5) 森林資源の循環利用に向けた、木質バイオマス事業の現状について、以下を問う。

ア モデル事業として実施されている、早生樹の最適な樹種判断はどのようにされるのか。

イ 市有林全体で木質バイオマス事業を行うのか。また、木質バイオマス事業の到達点は何か。

2 今後の周南緑地整備管理運営事業に関して

(1) 整備の主な内容と今後のスケジュールは。

(2) 小学校の体育で利用する新水泳場についての内容は。

3 危機管理について

(1) 市民の安心安全のための対策について、以下を問う。

ア 学校施設へのエアコン導入等、避難場所の整備とその内容は。

イ 備蓄の現状は。

(2) ドローン、ロボット、DX、防犯カメラ等の活用による、「ヒト」「モノ」「カネ」の最適配置・配分のための取組は。

(3) 今後着手する具体策と予定について、以下を問う。

ア シェルターとしての栄谷トンネルは。

イ 海上補給の在り方は。

ウ コンビナート被害とその対策は。

4 人口減少対策について

(1) 市長は、人口減少に真正面から取り組むと今日まで言われているが、具体的にどのような対策が取られてきたのか。また、今後どのような新たな対策を考えているのか。

5 周南合併20周年を迎えるに当たって

(1) 周南市民が合併してよかったと感じられる代表的施策は何か。

- (2) 周南市誕生20周年記念事業は計画しているのか。
- (3) 熊毛地域の都市計画税は、地域の道路維持管理や新たな都市計画事業に充てるということであった。熊毛地域の道路維持管理財源はきちんと確保されているか。

6 周南市版「特色ある道の駅」について

- (1) 鹿野地域へ、ジビエ料理の提供ができる道の駅の建設を処理加工場も含めて、計画することはできないか。また、鹿野総合支所跡地の利用や観光交流拠点施設との関連性を含めて考えられないか。

7 文化的な小ホールの建設について

- (1) 前回の市長選挙での公約では、市街地へ小ホールを建設するということであった。今回改めて、本市の文化向上推進のための小ホール建設について考えられないか。

2 志高会

1 施政方針に対する質問

2 新年度予算に対する質問

1 一般会計 繰入金 基金繰入金 公共施設マネジメント基金繰入金

- (1) 公共施設マネジメント基金の充当内容について、6事業6億4,438万2,000円の対象は。また、どのような基準で決定されたのか。

2 一般会計 民生費 児童福祉費 保育費 保育対策総合支援事業費

一般会計 民生費 児童福祉費 保育費 医療的ケア児保育支援事業費

- (1) 保育対策総合支援事業は大幅な拡充となる。そこで、以下を問う。
- ア 新年度から拡充される新規施策の内容とその目的は。
- イ 業務のICT化と保育支援者の配置に対する補助は令和3年度から、看護師等専門職の配置に対する補助は令和4年度からの事業である。これらについて、新年度は拡充事業と併せてどのように取り組んでいくのか。
- (2) 新規事業で計上している医療的ケア児保育支援事業について、家庭からのニーズに答え、保育現場での受入れ態勢を滞りなく進めていってほしいがどうか。
- (3) これらに関して、公立の保育所等が果たす役割は。

3 一般会計 民生費 児童福祉費 子ども・子育て支援費 子育て短期支援事業費

- (1) 多胎児家庭から特に要望の多い、子供の預かり支援が拡充となる。必要とされる家庭に支援の手が行き渡るよう、事業についての周知徹底と寄り添う姿勢を今後とも継続すべきと考えるがどうか。

4 一般会計 土木費 都市計画費 中心市街地活性化事業費 中心市街地活性化事業費

- (1) 空き店舗対策の中心市街地商業活性化補助金の増額理由と目標とする補助件数は。
- (2) 中心市街地商業活性化補助金の対象範囲は限定されている。民間による再開発が進み、事業開始当初から状況もかなり変わってきているように感じる。対象範囲の見直しを検討してもよい時期と思うがどうか。

5 一般会計 農林水産業費 農業費 農業振興費 集落営農等支援事業費

一般会計 農林水産業費 農業費 農業振興費 新規就農者確保・定着支援事業費

(1) 農地集積協力金事業補助金の大幅増額等、生産規模拡大による経営力の強化・安定化に向けて、大変期待の持てる予算割当てだと受け止めている。本事業の全体的な増額理由と目的は。

(2) 生産規模拡大と地域農業の担い手確保・定着は、一体的に進める必要があると考える。それぞれの課題は。

(3) 担い手確保・定着は、Iターン・Uターン等の移住施策や空き家改修等による住まいの確保も関連すると思うが、市内の連携はどうか。

6 一般会計 農林水産業費 水産業費 水産業振興費 漁業生産基盤整備事業費

(1) 例年2,000個のタコつぼを設置しているが、令和5年度の目標設置数は4,000個と倍増している理由は。

7 一般会計 教育費 教育総務費 教育指導費 GIGAスクール構想推進事業費

(1) 今までの課題をどう捉え、新年度予算に反映しているか。

(2) 子供や家庭に負担はないか。

8 一般会計 教育費 社会教育費 文化振興費 文化振興一般事務費

(1) (仮称)周南市文化芸術活動推進センターの目指す姿は何か。

9 一般会計 民生費 児童福祉費 保育費 多子世帯保育料無償化事業費

(1) 令和2年度から3年間、多子世帯子育て応援事業として、第3子以降に10万円の市内共通商品券を給付してきた。3年間の検証を経て、この事業に変わったと考える。このことについて、以下を問う。

ア どのような経緯でこの事業を選択したのか。

イ 子育て世帯から、どのような声があったか。

ウ 第3子以降ではなく、第2子以降からという考え方で事業の見直しはしなかったのか。

10 一般会計 土木費 道路橋りょう費 道路新設改良費 中開作線整備事業費

(1) 令和5年度の事業内容は。

(2) 雨水幹線の整備も含めて、今後の進捗は。

11 一般会計 商工費 商工費 企業立地推進費 企業立地促進事業費

(1) 周南公立大学の受験生が大幅に増えたことはよい傾向にある。しかし、今後、定住を促進していくには、働く場の確保が課題である。そのためには、積極的な企業誘致が求められると考えるが、具体的な対策は。

12 一般会計 農林水産業費 林業費 林業振興費 民有林施業促進事業費

(1) 現在、外材の輸入が困難な状況にあり、国産材が見直されている。民有林を面的にまとめ、施業の集約化や林業専用道の整備等を図るとあるが、具体的な方策は何か。

13 一般会計 土木費 道路橋りょう費 交通安全対策費 通学路安全対策事業費

(1) 整備する主な具体的箇所は。

(2) 通学路総合安全プログラムで危険箇所として抽出されていないが、要望や陳情が新たに出された箇所に対する市の対応は。

3 一般質問

1 鹿野観光交流拠点施設の整備について

- (1) 令和5年6月には鹿野観光交流拠点施設整備構想の原案を策定することになっているが、現在の進捗はどうか。

2 急激な物価変動に対する市の対応について

- (1) 昨今の物価情勢により、当初の契約金額では情勢に見合った契約金額となっていない工事の請負や物品の購入等があると思うが、受注者から、これに関連した相談は寄せられているか、以下を問う。

ア スライド条項に基づく工事の請負は。

イ 物品調達や業務委託等は。

3 公明党

1 施政方針に対する質問

2 新年度予算に対する質問

1 一般会計 民生費 児童福祉費 保育費 医療的ケア児保育支援事業費

- (1) 本事業開始の経緯と事業内容は。

2 一般会計 民生費 児童福祉費 子ども・子育て支援費 子育て短期支援事業費

- (1) 本事業拡充の経緯と新たな取組の内容は。

3 一般会計 土木費 道路橋りょう費 道路維持費 道路ストック点検整備事業費

- (1) 予算拡充の理由は。

4 一般会計 衛生費 清掃費 塵芥処理費 ごみ収集運搬事業費

- (1) 粗大ごみ収集について、ウェブ上で行う予約とキャッシュレス化の概要は。

5 一般会計 衛生費 清掃費 塵芥処理施設費 家庭ごみ搬入受付センター管理事業費

- (1) 家庭ごみの自己搬入受付について、ウェブ上で行う予約方式の概要は。

6 一般会計 労働費 労働諸費 労働諸費 未来人材奨学金返還支援事業費

- (1) 未来人材奨学金返還支援事業について、以下を問う。

ア 事業の概要は。

イ 企業への周知方法は。

3 一般質問

1 周南フレンドパークの整備について

- (1) 周南フレンドパークについて、以下を問う。

ア パークのターゲット層は。

イ ターゲット層の年間利用者数は。また、目標はあるのか。

ウ 遊具の耐用年数は。また、維持管理の方法は。

エ 大規模改修時に充てる財源は。

- (2) 周南緑地整備管理運営事業（PFI事業）に併せて、一体的に整備することで、周辺施設の利用促進にもつながると考えるがどうか。

- (3) 今後の公園整備において、インクルーシブの考え方を進めるべきと考えるがどうか。

2 こどもまんなか社会実現の取組について

(1) 出産・子育て応援事業について、以下を問う。

ア 事業の目的は。

イ 伴走型相談支援とは、具体的にどのような内容か。

ウ 本市はこれまでも先進的な子育て支援に取り組んできたが、この事業によって、どのような効果を期待しているか。

(2) 町ぐるみで妊娠・出産・子育てをサポートするため、社会全体で子育てを応援する機運の醸成が必要と考えるがどうか。

(3) 「こどもたち」の声を政策へ反映するための本市の取組は。

3 安全で安心な防犯まちづくりの推進について

(1) 本市は、周南市安心安全まちづくり条例で、毎月11日を「市民安全の日」と定めているが、どのような取組をしているか。

(2) こども110番の家が、通学路に設置されている。現状と課題は。

(3) 犯罪を抑制するまちづくりに向けて、自治会に防犯カメラ付防犯灯設置の補助をする考えがあると聞く。今後の計画は。

4 デジタル社会の加速に取り残されないための施策について

(1) マイナンバーカードが普及すれば、市民サービスの向上が期待される。具体的に進んでいる取組と今後の予定は。

(2) 自治体の窓口で証明書の請求や届出を行う際に、申請書等を手書きせずに済む「書かない窓口」の設置について、どのように考えているか。

5 新型コロナウイルス感染症の5類移行に向けた対応について

(1) 国は令和5年5月8日に、その位置づけを5類に引き下げるとを発表した。感染対策は引き続き必要と考えるが、本市の今後の対応はどうか。以下について問う。

ア マスク着用の考え方はどうか。

イ 教育現場での対応はどうか。

ウ 地域行事等の考え方はどうか。

6 高齢者の安心安全な生活のための支援について

(1) 高齢者バス・タクシー運賃助成事業の拡充について、以下を問う。

ア 申請・受け取りの方法を郵送としてはどうか。

イ 助成金額、助成券の枚数を増やすことはできないか。

(2) 見守りが必要な高齢者2人世帯への対策はどうか。

(3) 高齢者の交通事故が多いと認識しているが、本市の高齢者の交通事故防止の取組はどうか。

(4) 高齢者の詐欺被害防止のための取組はどうか。

4 未来ラボ

1 施政方針に対する質問

2 新年度予算に対する質問

1 一般会計 土木費 道路橋りょう費 道路新設改良費 野村一丁目7号線整備事業費

(1) 野村一丁目7号線整備事業について、以下を問う。

- ア 令和4年度はどのような進展があったか。
- イ 令和5年度に予定している具体的な整備内容は。
- ウ 一日も早い事業完了を期待するが、見込みはどうか。

2 一般会計 総務費 総務管理費 企画費 大学を生かしたまちづくり推進事業費

(1) 周南公立大学と連携した公開講座等の開講や、大学が実施する履修証明プログラムと科目等履修生制度の受講料等に対する補助は、市民に開かれた大学として素晴らしい取組であると思う。これらの取組の目指すものは何か。

3 一般質問

1 地域おこし協力隊について

(1) 本市の地域おこし協力隊について、以下を問う。

- ア これまでの実績は。
- イ 現在、現役の隊員がいない理由は。
- ウ 総務省は全国で現在約6,000人の現役隊員を令和8年度までに1万人に増やす目標を掲げているが、本市の考えは。

2 防災対策について

- (1) 市のホームページ上のPDF版ハザードマップで、マップの中にある避難所の名称や位置が変更されていないものがあるが、そのことに対してどう考えているのか。
- (2) 避難情報の発令について、市が策定している避難情報発令に関する判断・伝達マニュアルを基に、総合的に判断して発令するとのことであったが、必要性を検討するに当たり、専門的な知見をもって検討しているのか。
- (3) 令和3年7月9日の大雨で冠水被害が発生したが、その後の対策の進捗状況は。

3 友好都市提携の拡充について

- (1) 徳山動物園には、スリランカのケーガッラ市にあるピンナワラの象の孤児院から、ミリンダとナマリーの2頭が来園している。国際交流の一環として、友好都市提携を結んではどうか。

4 中学校部活動の地域移行について

- (1) 文化・スポーツ活動推進協議会での議論の内容は。また、委員からの要望や質問に対する回答は。
- (2) 市として想定する移行の時期や手法、内容は。
- (3) 広報や周知の方法は。
- (4) 所管を越えた、チームとしての取組体制の構築が必要だと思うがどうか。

5 参輝会

1 施政方針に対する質問

2 新年度予算に対する質問

1 一般会計 総務費 総務管理費 中山間地域づくり推進費 中山間地域戦略プロジェク

ト事業費

- (1) 地域おこし協力隊2名を鹿野地域の2地区へ配置しようとする事業だが、事業内容と期待される展開はどうか。
- (2) 3年間の就業保障となるが、定住へのモチベーションとしてこの報酬額は適当か。
- (3) 既に公募されているようだが、定員を超える関心が寄せられた場合に、せっかくの若い人材の定住チャンスの切捨てになってはもったいないと考えるが、どうか。

2 一般会計 総務費 総務管理費 公共交通対策費 コミュニティ交通運行事業費

- (1) 令和3年度末に鹿野地域で実施された生活交通に関するアンケート調査の結果の分析はどうか。また、改善点等の実践はされるのか。
- (2) 北部中山間地域、熊毛地域、大島地区などの高齢者で徳山中央病院への通院者は大変多く、通院に乗換えなどの難儀や経済的負担を感じていると聞く。病院と連携して、運行日や停車場所を指定できる「徳中往復バス」を運行することはできないか。

3 一般会計 農林水産業費 農業費 農業振興費 わさび産地化推進事業費

- (1) 現状のワサビのバイオ苗の供給には、育苗コスト等で限界があるのではないかと話を聞くが、民間委託することでどうなるのか。令和5年度予算の内訳は。
- (2) 新たな事業展開は、新規就農者やワサビ農家育成へ影響しないか。また、今後もワサビ産地としての地域は守られるか。

4 一般会計 商工費 商工費 企業立地推進費 周南コンビナート脱炭素推進事業費

- (1) 周南コンビナート脱炭素推進協議会に参加する構成企業4社による周南地区における国内初のアンモニアサプライチェーンの構築に向けた取組が、経済産業省・資源エネルギー庁の非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（コンビナートの水素、燃料アンモニア等供給拠点化に向けた支援事業）に採択された。このことについて、以下を問う。
ア 本市がアンモニアサプライチェーンの構築に適したコンビナート工業地帯として、持続可能な巨大エンジンになると期待する。周南コンビナートの競争力の維持・強化が、人口減少抑制等、市民生活への好影響となることを期待するが、どうか。
イ 補助採択事業者と国、県、市との関わりや令和5年度当初予算の内容及び今後の財政支出の見通しは。

5 一般会計 衛生費 清掃費 塵芥処理費 ごみ収集運搬事業費

- (1) 粗大ごみ収集について、ウェブ上での予約が可能になるとのことだが、現状がどのように改善され市民サービスがどう向上するのか。また、高齢者等への対応はどうするのか。

6 一般会計 消防費 消防費 消防施設費 消防施設管理事業費

- (1) 市内各地の消防機庫の老朽化が散見されるが、施設の改修について、消防団員の意見や要望を組み入れているか。

7 一般会計 衛生費 保健衛生費 予防費 予防接種事業費

- (1) 高齢者から要望の多い、带状疱疹ワクチン接種に対する助成はできないか。

8 一般会計 民生費 児童福祉費 子ども・子育て支援費 婚活・子育て応援事業費

- (1) 婚活サポーター登録制度による活動支援を行うとのことだが、登録の条件は何か。

9 一般会計 労働費 労働諸費 労働諸費 未来人材奨学金返還支援事業費

(1) どのような返還支援を行うのか。

3 一般質問

1 JR徳山駅に停車する山陽新幹線のぞみの減便について

(1) JR西日本のダイヤ改正により、令和5年3月18日からJR徳山駅に停車する山陽新幹線のぞみの本数が15本から9本に減便することとなる。このことをどう捉えているか。また、今後の対応は。

2 企業誘致について

(1) 企業誘致の現況について問う。

ア 企業誘致の実績は。

イ どのような取組を行っているのか。

ウ これですべてと考えているのか。

(2) 今後の方針は。

3 周南合併20周年について

(1) 周南合併20年を迎えた今、社会経済情勢を踏まえた合併効果の検証が必要と思う。そこで、以下2点について問う。

ア 新市建設の基本目標として、「県勢発展をリードする「元気発信都市」の創造」を掲げ、新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりを目指していたが、現状として、徳山駅に停車する山陽新幹線のぞみの本数減便、都市銀行の店舗統合が起きている。新市建設計画にリーディングプロジェクトとして、「拠点性の向上」が掲げられていたが、産業・都市機能の集積による雇用創出や企業誘致など、中核都市としての自立的な発展・成長はできたのか。

イ 合併効果が発揮され、中山間地域を含む市内全ての市民が質の高い暮らしや豊かさを実感できているか。

(2) 新市建設の主要施策の一つである「子どもが健やかに育つまち」を実現するため、将来を見据えた、人口減少対策に結びつく新たな子育て支援策として、紙おむつの無償配布はできないか。

6 水月会

1 施政方針に対する質問

2 新年度予算に対する質問

1 一般会計

(1) 令和5年度予算では、法人市民税収入を前年度比19.7%増の33億5,801万8,000円、また固定資産税収入を前年度比4.7%増の132億5,197万5,000円を見込んでいるが、この要因は。

(2) 自主財源比率が55.5%と令和4年度比4.3ポイント増と伸びている。この比率を市ではどう捉えているか。

2 一般会計 総務費 総務管理費 一般管理費 基金管理事業費

- (1) 職員退職手当基金積立金 3 億 1,000 円が計上されている。令和 4 年度予算では 1,000 円のための計上であったが、今回多額を計上するに至った経緯は。また、今後計上を継続する意思はあるのか。ある場合は積立額の目標額はあるのか。
- (2) 一般会計の基金において、積立ての基準などはあるのか。

3 国民健康保険特別会計

- (1) 国民健康保険基金は新年度に 4 億 7,490 万 7,000 円取り崩し、令和 5 年度末で 9 億 7,371 万 2,000 円の残高を見込んでいる。ここ四、五年の予算編成時の年度末見込み残高は、毎年約 3 億円ずつ減少している。このペースで進めば、あと約 3 年の経過で基金はなくなると考えられるが、今後の基金の活用に対する市の考えは。

4 介護保険特別会計

- (1) 令和 5 年度は第 8 期介護保険事業計画の 3 年目に当たり、令和 6 年度からの第 9 期計画を見据えた事業展開が必要となる。令和 3 年度当初予算における介護給付費準備基金の年度末残高見込みは 11 億 9,243 万 1,000 円であったが、3 年目である令和 5 年度末残高見込みは 10 億 3,976 万 5,000 円である。今後の基金の活用に対する市の考えは。

5 水道事業会計

- (1) 令和 4 年度当初予算では、純利益見込額を 6,806 万 7,000 円としていたが、令和 5 年度予算では、その見込額を 218 万円と大きく減少させている。その原因は。
- (2) 今後の予算編成について、どのように考えているのか。

6 下水道事業会計

- (1) 令和 4 年度当初予算では、純利益見込額を 582 万 8,000 円としていたが、令和 5 年度予算では、その見込額を 144 万 1,000 円と大きく減少させている。その原因は。
- (2) 今後の予算編成について、どのように考えているのか。

7 モーターボート競走事業会計 資本的支出 その他資本的支出 投資

- (1) 有価証券の取得として 20 億円の投資が計上されているが、この取組の詳細は。また、一般会計への繰り出しの考え方との整合性は。

3 一般質問

1 自治会加入率の低下に対する行政の基本的姿勢について

- (1) 全国的な現象ではあるが、本市においても自治会加入率の低下が進行しており、これに起因して多くの問題が顕在化している。その中で象徴的な問題と言えるのが、自治会が供給している公共財にフリーライダー（ただ乗り）が生じることによる不公平感の問題である。国や地方自治体の財政の最も基本的な機能は、民間経済では供給できないが社会的に必要な財・サービス、すなわち公共財を供給することだが、公共財でありながら任意団体である自治会が供給しているものの代表例が防犯灯である。夜間、防犯灯の下を通る人から料金を徴収するのは不可能であるし、防犯灯の下を通る人が多かろうが少なかろうが電気代は同じなので、公共財の要件である排除不可能性と非競合性を満たしている。したがって、防犯灯は税金を財源に行政がその設置・維持管理を行うのが本来の姿だということになる。ただ、我が国では、自治会が防犯灯を設置・維持管理する

のが一般的で、自治会の側でも今日まであまり疑問を差し挟む余地のない常識とされてきた。これは恐らく、自治会の加入率が100%に近い時代が続き、市町村の構成員と自治会の構成員がほとんど同じであったため、つまり、防犯灯については税金で費用負担するか、自治会費で費用負担するかというだけの話になり、あまり問題はなかったからであると考えられる。しかし、自治会加入率が低下し、自治会未加入世帯の存在が無視できなくなってくると、公共財のフリーライダーの問題が出てくることになる。自治会加入世帯の負担する自治会費によって設置・維持管理されている防犯灯であっても、その自治会の区域内に居住する自治会未加入世帯もひとしく利益を受けることができるからである。こうして、任意団体だが全世帯加入の建前の下で正当化されてきた、自治会による公共財の供給は、全世帯加入の建前と未加入世帯の増加という現実のギャップが大きくなるにつれて矛盾をはらむこととなり、何らかの解決策を講ずる必要に迫られている。その意味で本市が、自治会による防犯灯の設置・維持管理に対する支援を拡充・強化する形で矛盾を緩和しているのは、現実的かつ適切な対応であると評価できるが、さらに加入率の低下が進むと矛盾の緩和も困難になると言わざるを得ない。そこで、何としても自治会加入率の低下に歯止めをかけなければならないが、現在、自治会の加入促進の中心的な役割は各自治会の自主的努力に委ねられている。これは、恐らく未加入世帯の増加で一番困っているのは自治会であり、自治会は、自らの問題として加入率の向上に真剣に取り組むはずだという認識を前提にしているからではないかと思われる。しかし、自治会にとって自治会加入率の低下は、一概にデメリットばかりとは言えず、内部的な管理のしやすさなどのメリットもある。これに対して、行政にとっては自治会加入率の低下によるメリットと言えるものは一つもなく、全世帯加入の建前の下で正当化されてきた地域管理機能の分担や自治会の地域代表性の利用による行政経費の節減・行政手続の簡略化が困難になるなど多くのデメリットが生じる。したがって、自治会加入率の低下によって一番困るのは行政であると言える。また、社会福祉協議会の会費、日本赤十字社の社資及び共同募金なども、自治会を介して集めているのが実状なので、自治会の加入率低下はこれらの活動資金の減少に直結することとなり、共助で成り立っている社会全体が自治会加入率の低下によって深刻な不利益を被っていることになる。無論、加入率の低下した自治会の加入世帯のみの負担で社会全体が利益を受けているという点で、ここでもフリーライダーの問題が顕在化していると言える。したがって、自治会加入率の改善は、単位自治会が取り組む課題ではなく、行政を中心とした社会全体が取り組まなければならない極めて重要な最優先課題であると考えがどうか。

2 自治会未加入世帯の加入促進策について

- (1) 自治会加入率を一気に向上させる方法として考えられるのは、条例で自治会への加入を強制することである。条例による加入強制が可能であれば、自治会未加入世帯があることによる問題が一举に解決することになるが、残念ながら法的には難しいと言わざるを得ない。それは、憲法第21条が保障する結社の自由が最後の関門として立ち塞がるからである。結社の自由の保障の重要な内容の一つは、団体に加入しない自由の保障で

あり、対象となるのは全ての団体であるとされているので、条例で自治会加入を強制することは、憲法第21条と正面から衝突することになる。ただし、結社の自由も絶対無制約の人権ではなく、憲法第13条の公共の福祉による制約に服するので、精神的自由の規制立法の一般的な違憲審査基準の一つであるLRA（より制限的でない他の選び得る手段）の基準によって、結社の自由を制約する条例が合憲かどうかを検討する必要がある。例えば、自治会が供給している公共財のフリーライダーが生じることによる不公平感を是正するという目的は、自治会への加入の強制という強い人権制約を伴う手段を取らなくても、自治会非加入世帯に対して自治会への共益費の支払い義務を課する等の人権制約の程度がより小さい手段によっても達成することができるとして、違憲と判断される可能性が高いと考えられる。したがって、条例で市民に自治会加入を義務づけることは、憲法第21条の結社の自由に抵触するおそれがあるので避けたほうがよいことになる。それでは、自治会加入率の低下に対して行政はどのような対策を取ればよいのだろうか。結局のところ、自治会未加入世帯に対する加入促進策としては、自治会加入率の低下によってどのような弊害が生じているかを端的に説明し、未加入世帯の規範意識を覚醒させることによって自主的・自律的な加入世帯が増えるよう、愚直な加入促進の広報活動を地道に続けていくことしかない考える。そこで、この点について、何かよい方策を考えているかを含めて、市の見解を問う。

3 自治会加入世帯の不満解消策について

- (1) 自治会は普遍的な存在だが、あくまでも任意団体にすぎないという自治会の本質と個人主義が主流となっている現代社会の風潮を考えると、即効性のある自治会加入率の改善策を提案することは難しいと言わざるを得ない。そこで、せめて自治会に入っている人が、自治会に入ってもデメリットばかりでメリットは一つもない、というおなじみのセリフを言うことだけはないようにするための自治会加入世帯の不満解消策を提案する。それは、自治会加入世帯にシンプルで分かりやすい特典を与えることである。具体的には、平均的な世帯が1年間に使う枚数の9割程度の市の指定ゴミ袋を、自治会を通じて自治会加入世帯に無料配布することである。その財源の一部はゴミ袋の値上げによって賄うことにすれば、自治会に入らないことに伴うデメリットにもなると同時に、自治会加入世帯も含めて、ごみの減量を促す効果も期待できることになると思うがどうか。

4 太陽光発電設備設置規制に関する条例の制定について

- (1) 令和3年12月定例会において、国の太陽光発電事業推進政策によって各地で太陽光発電施設が急増しているが、設置に際しての法的規制がほとんどないため、周辺住民や農家との間でトラブルになる等の問題が発生していることから、太陽光発電事業と地域住民の生活環境等との共生を目的に、設置前の地元説明会実施の義務づけや事業開始についての市長の許可制の導入等を内容とする市条例を制定すべきではないかとの一般質問を行った。そのときの市長の答弁は、本市では、環境省のガイドラインの周知徹底を図ることによって問題に対応したいということであった。しかし、その後も状況に好転の兆しは見え、既に200を超える市町村で太陽光発電設備設置規制に関する条例

が制定され、さらにその動きは全国の自治体に広がり続けており、最近では推進一辺倒だった国の姿勢にも変化が見られる。そこで、改めて、本市においても条例による太陽光発電設備の設置規制を前向きに検討する考えはないかを問う。

- (2) 条例を制定する場合に一番問題になるのは、規制対象設備の規模と規制の基本的な仕組みである。このことについて、以下を問う。

ア 条例により規制の対象とする発電設備の規模であるが、一般的には出力10キロワット以上の事業用太陽光発電設備を対象にして、小規模の設備は除外することが多いが、小さな設備ほど生活圏に近いところに設置されることが多いので、主として自家消費目的で建物の屋根や屋上などに設置される設備を除いて、小規模発電設備も規制対象とすべきであると考えるがどうか。

イ 規制の基本的な仕組みとして、許可制にするか届出制にするかが問題となる。現在制定されている太陽光発電設備設置規制に関する条例の多くは、許可制は財産権の侵害になるおそれがあること等を理由に届出制を採用していると考える。確かに、許可制にすれば、憲法第22条が保障する営業の自由及び憲法第29条が保障する財産権を直接制約することになるが、財産権を含めて憲法が保障する人権を条例で制約すること自体は可能であり、条例による具体的な人権制約が合憲かどうかは個別に判断しなければならない。そして、判例は、経済的自由の規制立法については、精神的自由の規制立法と異なり、立法裁量を尊重すべきという基本的立場に立った上で、規制の目的、必要性、内容、これによって制限される経済的自由の性質、制限の程度を比較衡量して合憲かどうかを判断していると言える。そのような判例の違憲審査基準を前提とすれば、概略次のような規制内容の条例であれば、憲法適合性をクリアした上で、実効的な規制が可能となると考えるがどうか。①出力10キロワット以上の太陽光発電設備の設置については許可制とし、出力10キロワット未満のものについては届出制とする。②市長は、貴重な自然環境・景観・歴史文化遺産等に恵まれた地域、良好な住環境が保たれている住宅地、優良な農地や森林が保全されている地域及び土砂災害等の危険性が高い地域などを、原則として太陽光発電事業を許可しない特別規制区域に指定する。③許可制・届出制を問わず、事前手続として、太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、事業計画についての市との事前協議と地元説明会の実施を義務づける。④事前手続を履践した事業者は、市長に対して、事業の許可申請または届出をする。⑤許可が必要な場合については、市長は、予定事業区域が特別規制区域でないこと、発電設備が十分な安全性を備えていること、事業者が事業の実施に必要な資力・信用を有すると認められること及び事業が周辺地域の生活環境等に受忍限度を超える悪影響を及ぼすおそれがないこと等の許可基準を満たすと認めるときは、事業を許可するものとする。⑥届出でよい場合についても、事前に地元説明会を行ったことを証する書面を添付するものとする。

- (3) 条例を制定する場合には、条例違反行為に罰則を設けるべきかどうかも問題になる。この点、太陽光発電設備設置に関する規制条例に違反した制裁として罰則を定めても、実際に発動するのは難しいのが現実であるし、一般的に採用されている制裁的公表では

ソフト過ぎて条例の実効性を担保できないとして、条例を制定すること自体に消極的な意見もある。しかし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（改正FIT法）は、第9条第1項で、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電事業計画を作成して経済産業大臣の認定を申請することができるとし、同条第4項第2号で、認定条件の一つとして「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」と規定している。そして、第15条で、経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは認定を取り消すことができるとし、第2号に、認定計画が第9条第4項第1号から第4号までのいずれかに適合しなくなったときと規定している。したがって、発電事業者が事業を行う自治体の条例に違反する形で太陽光発電事業を行うことは、認定条件の一つである円滑な発電事業の実施に適合しないこととなり、認定取消の対象となると解することができる。このような改正FIT法の解釈を前提にすれば、条例を制定して条例違反者を公表するという制裁を定めておけば、氏名等を公表された条例違反者に対しては、太陽光発電事業の認定取消という改正FIT法の厳しい制裁が課される可能性があることになり、条例の実効性は十分に担保されると言える。そのため、以前の一般質問では罰則規定を含む条例案を提案したが、今は条例違反に対する制裁としては氏名等の公表だけでよいのではないかと考えている。そこで、条例を制定とした場合の実効性を確保する手段について、市の考えを問う。

- (4) 事業廃止後の発電設備の適切な撤去を義務づける規定の要否も問題になる。もともと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）により、太陽光発電事業者には太陽光発電設備の廃棄処理の法的責任があることは当然のこととされてきたところであるが、それが絵に描いた餅にならないように令和2年6月の旧FIT法の改正によって、太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度が導入されて、事業者には事業廃止後の太陽光発電設備の廃棄等費用を強制的に積み立てさせることになった。そこで、もはや太陽光発電事業者に撤去義務を課す条例の規定は、屋上屋を架すことにもなるので、設ける必要性がなくなったのではないかという考え方もある。しかし、積立金では足りない場合もあるだろうし、廃掃法の規定は総括的なものであるから、条例で明確に太陽光発電設備に特化した撤去義務を定めておくことは決して無意味ではなく、規定を設ける価値は依然として小さくないと考えるがどうか。

5 再生可能エネルギー利用促進条例の制定と支援施策の実施について

- (1) 買取価格の続落や固定価格買取りではなく売電価格に一定の補助を上乗せするFIT制度導入等により、作った電気は売るより自分で使う時代になっていくといわれており、今後の太陽光発電への市町村の政策の力点は、発電設備の設置規制から再エネ電気の自家消費の促進にシフトしていくことが予想される。そこで本市も、①売電目的の野立ての太陽光発電設備については、住民の生活環境や景観の保護等との調和の見地から規制条例を制定すると同時に、②自家消費目的の屋上等の太陽光発電設備については、脱炭素社会実現の見地から再エネ利用促進条例を制定し、それに基づく具体的な支援施策を実施すべきと考えるがどうか。

6 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正によって創設された地域脱炭素化促進事業計画の認定制度について

(1) 令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）が一部改正され、太陽光発電事業等に対する地域トラブルの多発という現実を受けて、地域における円滑な合意形成による再生可能エネルギーの利用促進を図ることを目的として、地域脱炭素化促進事業計画の認定制度が創設された。すなわち、温対法第21条に基づいて地方公共団体が作成する温室効果ガス削減についての地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、住民からの意見聴取や地域協議会での協議も経て、地域の再生可能エネルギーを活用して脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとなった。そして、市町村から地方公共団体実行計画に適合しているとの認定を受けた地域脱炭素化促進事業については、関係法令手続のワンストップ化等の特例を受けることができることとなった。これによって、地域における円滑な合意形成を図ることができるとともに、その地域の問題解決にも貢献する再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組を推進することができるとされる。太陽光にせよ風力にせよ再生可能エネルギーは、特定の土地所有者の私有財産ではなく、その地域の資源である。ところが、再エネ電気は売電されて、大消費地である地域外の都市部で主として消費されることになり、再エネ発電施設がある地域にはほとんど利益をもたらさない。ここに、再エネ発電事業をめぐる地域トラブルの根本的な原因がある。その意味で、地域脱炭素化促進事業計画の認定制度が目指す方向性は正鵠を得ていると言える。ただ、この制度が、太陽光発電事業をめぐる地域でのトラブルの発生を減少させるだけの実効性のあるものとなるのかは、まだ不透明であり、依然として規制条例の必要性は大きいと言わざるを得ない。しかし、規制条例は、あくまでも対症療法にすぎないが、地域脱炭素化促進事業計画の認定制度は原因療法となる可能性がある。他市に先駆けて積極的に取り組んでみるだけの価値がある制度ではないかと考えるがどうか。

7 日本共産党

1 新年度予算に対する質問

1 一般会計

(1) 令和5年当初予算は、基金を積極的に活用し、歳入歳出予算の総額は710億8,100万円となっており、評価できる施策もある。合併以降最大の予算規模であると説明を受けたが、合併20年目の予算であり、ハードからソフトにシフトした、市民の命と暮らしを守るための予算でなくてはならないと考え、以下を問う。

ア 扶助費には、どのようなものが含まれるのか。

イ 扶助費の総額は126億1,826万円で、全体予算の17.8%を占めており、令和4年12月31日の人口では1人当たり約9万1,300円となる。これで十分な扶助費と言えるか。

ウ 所得制限のないこども医療費の無料化について、その対象を令和5年10月から中

学生まで拡充するが、これに要する予算額は幾らか。また、この施策は大いに評価するが、高校生まで拡大した場合、幾ら必要か。高校生まで拡大しなかったのはなぜか。

2 一般質問

1 周南合併の検証と今後のまちづくりについて

(1) 平成の大合併で、周南市が誕生して20年を迎える。周南合併は、当初は徳山市、新南陽市、下松市の3市で法定合併協議会を設置し、その後、熊毛町、鹿野町が加入した。合併協議会の議論が進む中、第18回の合併協議会で当時の下松市長は、合併は住民合意が前提で、現在説明会を行っており、合併期日の提案は時期尚早とし、途中で退席された。第19回の合併協議会も下松市長は欠席された。このことから2市2町の首長らは、2市2町の合併は3市2町の先行合併であり、将来的には下松市はもとより光市や大和町も視野に入れた合併を目指すものと位置づけた。このように、周南合併はその枠組みを変えながら平成15年4月21日に周南市は誕生したが、この経緯を踏まえ、以下を問う。

ア 第1次の周南市まちづくり総合計画の基本構想では、「中核都市づくりの推進」において、「広域合併の推進に取り組み、中核都市の形成を図ります。」とある。先行合併といいながらこの取組が全くなかったが、その理由は何か。

イ 新市建設計画では、平成23年の人口を17万人と設定していたが、その後も人口は減少の一途をたどっており、将来的にも17万人都市となる可能性は皆無である。このことについて、市民にどう説明するのか。

ウ 新市建設計画では、リーディングプロジェクトの筆頭に中心市街地活性化事業（徳山駅周辺の整備）を挙げている。この事業の総事業費は幾らで、この事業によって中心市街地は活性化したと考えるか。

エ 合併特例債の活用総額は幾らか。また、合併特例債の活用により、各地域の均衡ある発展のための公共的施設の整備はできたか。

オ 市職員の定員適正化として、平成15年度から今年度までの間に削減した職員数と削減による影響額は幾らか。また、技術職員の減少により市民サービスや職員の業務に影響は出ていないか。

カ 第2次周南市まちづくり総合計画の基本構想には「合併支援措置を活用したまちづくりから、しっかりとした財政基盤を背景に自主性・主体性をもって、自らの判断と責任による自立したまちづくりを進めていく必要があります。」とある。これは国や県の言いなりにならないまちづくりであると考えます。今、市民は何を求めていると思うか。それを今後のまちづくりに生かすべきと考えるかどうか。

2 高齢者バス・タクシー運賃助成事業の拡充について

(1) 申請会場ごとの申請受付件数は。

(2) 本事業について、市民からの意見・要望はあったか。

(3) 現在の助成事業では、年度途中で助成券を使い切ってしまう。事業の拡充はできないか。

3 高齢者の補聴器購入及び補聴器電池代の補助について

- (1) 高齢者の補聴器購入及び補聴器電池代の補助について、以前にも同様の質問をした。
その後、国や県の動向も鑑み、どのように考えているか。

4 本市公共施設の大会議室が不足している状況について

- (1) 本市中心市街地において、市民の活動や本市の業務で使用する大会議室が不足している
と考えるが、市長の認識はどうか。
- (2) 会議室と小ホールを備えた旧市民館のような施設の建設について、市長の考えはどうか。
- (3) 会議室としても利用が多い徳山保健センターの健診ホールのマイク、音響設備と照明
設備の改善を急ぐべきと考えるがどうか。

5 情報公開制度の改善について

- (1) 本市と民間事業者との確認事項に関わる文書について、企業の業務に支障を来すこと
を理由に公開されないことが多いが、市民の知る権利を保障する上でも、議会がチェッ
ク機能を果たす上でも、原則公開とするべきではないかと考え、以下を問う。
- ア P F I 事業など、官民連携事業の事業契約書と事業者の提案書について、原則公開
とするべきではないか。
- イ 市が市内の企業と締結している環境保全協定と環境保全協定に基づく細目協定の内
容について、原則公開とするべきではないか。

6 市政への市民参画の推進について

- (1) 毎年、周南市市民参画推進審議会が前年度の市民参画の実施状況について評価してい
るが、この答申を受けて、どのように市民参画の推進を図っているか。
- (2) 市民参画の視点から、以下を問う。
- ア スマートシティの具体化に取り組むモデル地区における住民参加の状況はどうか。
- イ 中学校の部活動の地域移行の協議について、地域住民や中学生も参加し、意見交換
できる中学校区ごとの協議会の設置が必要ではないか。

7 建設現場における週休2日制（4週8休）の推進について

- (1) 週休2日制（4週8休）の導入に向けて、本市もモデル工事を実施しているが、成果
はどうか。
- (2) モデル工事を実施している工事現場に、週休2日制（4週8休）のモデル工事を実施
している旨の看板を設置するなど、市民への周知、宣伝を行ってはどうか。
- (3) 本市が発注する工事において、事業者が積極的に週休2日制（4週8休）に取り組め
るように支援する必要があると考えるがどうか。

8 学校給食費の無償化、保護者の負担軽減について

- (1) 令和4年第7回定例会の一般質問に対する答弁で、学校給食の実施に必要な施設及び
設備に要する経費などは自治体の負担、それ以外の経費は保護者の負担とするとの学校
給食法の規定を理由に、無償化は行わないとのことであったが、この規定は経費の負担
区分を定めたものであり、学校の設置者（自治体）が保護者に代わって学校給食費を負
担することを禁止する趣旨のものではないということが、国会での答弁でも明らかにさ
れている。全国でも学校給食費の無償化や保護者負担の軽減に踏み出す自治体が増えつ

つある状況の中、本市においても市費での無償化について真剣に検討すべきと考える
がどうか。
